



浦添市国民健康保険税等に係る還付加算金相当額支払規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

令和 8 年 10 月 13 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市訓令甲第 23 号

浦添市国民健康保険税等に係る還付加算金相当額支払規程の一部を改正する訓令

浦添市国民健康保険税等に係る還付加算金相当額支払規程(平成26年訓令甲第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「過誤納金還付通知書(様式第1号)」を「還付充当通知書」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(様式)

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき国が定める様式とする。

様式第1号を削る。

附 則

この訓令は、令和8年10月13日から施行する。

浦添市国民健康保険税等に係る還付加算金相当額支払規程（平成26年訓令甲第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市国民健康保険税等に係る還付加算金相当額支払規程 平成26年10月 1 日 訓令甲第24号 （還付加算金相当額の支払決定） 第 7 条 市長は、還付加算金相当額の支払を決定したときは、<u>過誤納金還付通知書（様式第 1 号）</u>により、支払対象者に通知するものとする。 2 〔略〕 〔新設〕 （雑則） <u>第 9 条</u> 〔略〕 <u>様式第 1 号（第 7 条関係）</u> 〔略〕	浦添市国民健康保険税等に係る還付加算金相当額支払規程 平成26年10月 1 日 訓令甲第24号 （還付加算金相当額の支払決定） 第 7 条 市長は、還付加算金相当額の支払を決定したときは、<u>還付充当通知書</u>により、支払対象者に通知するものとする。 2 〔略〕 （様式） <u>第 9 条</u> この訓令に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第40号）に基づき国が定める様式とする。 （雑則） <u>第10条</u> 〔略〕 〔削る〕